

平成19年10月31日

## 市町村における要保護児童対策地域協議会

### (子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等の調査結果について (平成19年4月調査)

#### 【調査目的】

平成16年の児童福祉法の改正により、市町村(特別区を含む。以下同じ。)における児童虐待防止に向けた取組は、これまで以上に重要なものと位置づけられたところであり、さらに、児童虐待防止ネットワークについては、要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」として児童福祉法に位置づけられたことから、市町村での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークの設置状況等を把握し、より効果的な施策の検討に資するため、調査を実施した。

#### 【調査方法】

全国1,827市町村を対象に、平成19年4月1日現在における、要保護児童対策地域協議会について、主として以下の項目の質問を行った。

1. 設置の状況
2. 調整機関
3. 設置形態・活動内容等
4. ケースの進行管理の状況
5. 関係機関等の状況
6. 児童虐待防止以外の業務分野
7. 設置によるメリット、効果等
8. 活動上の困難点
9. 機能充実のための課題
10. 設置していない理由

調査については、都道府県の協力を得て市町村からの回答を回収し、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室にて取りまとめた。

#### 【調査結果】

別紙のとおり

# 1. 設置の状況

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況(表1、参考1)

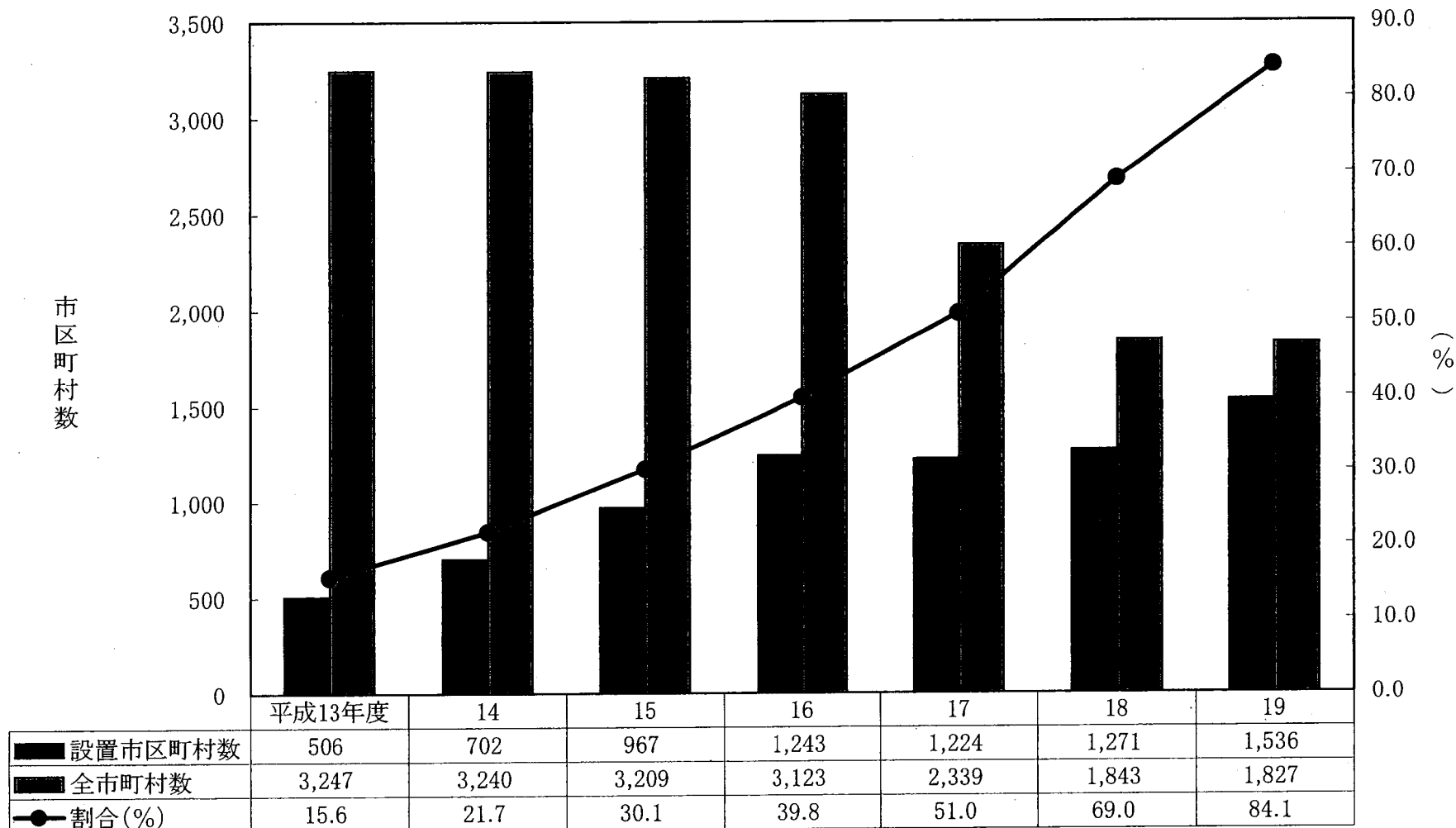
平成19年4月1日現在において、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置済みの市町村は、全国1,827市町村のうち1,193か所(65.3%)であり、児童虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置済みの市町村は、343か所(18.8%)となっている。

また、地域協議会又はネットワークを設置済みである市町村の数及び割合は、全国の1,536か所(84.1%)となっている。

表1 地域協議会及びネットワークの設置状況 (平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	(参考) 平成18年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
市区町村数	64	203	519	828	194	19	1,827	1,843	
地域協議会	数	48	164	389	504	77	11	1,193	598
	%	75.0%	80.8%	75.0%	60.9%	39.7%	57.9%	65.3%	32.4%
ネットワーク	数	16	34	91	165	32	5	343	673
	%	25.0%	16.7%	17.5%	19.9%	16.5%	26.3%	18.8%	36.5%
合計	数	64	198	480	669	109	16	1,536	1,271
	%	100.0%	97.5%	92.5%	80.8%	56.2%	84.2%	84.1%	69.0%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。

平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み (表2)

平成19年4月1日現在において、地域協議会又はネットワークを設置済みである市町村の数及び割合は、全国の1,536か所(84.1%)となっている。

また、平成19年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合の見込みが1,727か所(94.5%)、平成20年度末には1,760か所(96.3%)となる見込みである。

表2 地域協議会及びネットワークの設置見込み (平成19年4月1日現在)

			都道府県					指定都市	合計
			市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
市区町村数			64	203	519	828	194	19	1,827
平成 19年 4月 1日 時点 の 設置 数	地域協議会	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	ネットワーク	数	16	34	91	165	32	5	343
	小計	数	64	198	480	669	109	16	1,536
		%	100.0%	97.5%	92.5%	80.8%	56.2%	84.2%	84.1%
平成 19年 度 末 見 込 み	地域協議会	数	56	189	480	681	137	16	1,559
	ネットワーク	数	8	13	38	92	17	0	168
	小計	数	64	202	518	773	154	16	1,727
		%	100.0%	99.5%	99.8%	93.4%	79.4%	84.2%	94.5%
平成 20年 度 末 見 込 み	地域協議会	数	62	199	508	739	154	16	1,678
	ネットワーク	数	2	3	10	59	8	0	82
	小計	数	64	202	518	798	162	16	1,760
		%	100.0%	99.5%	99.8%	96.4%	83.5%	84.2%	96.3%
ネットワークが設置されておらず、地域協議会も設置しない		数	0	0	0	22	26	0	48
		%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	13.4%	0.0%	2.6%
無回答		数	0	1	1	8	6	3	19
		%	0.0%	0.5%	0.2%	1.0%	3.1%	15.8%	1.0%
合計		数	64	203	519	828	194	19	1,827
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワーク設置状況 (参考2、参考3)

地域協議会又はネットワークの設置済の市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で56.7%、最高で100.0%となっている。

全体では、40~60%未満が2県(4.3%)、60~80%未満が14都府県(29.8%)、80%~100%未満が18道府県(38.3%)、100%が13県(27.6%)となっている。

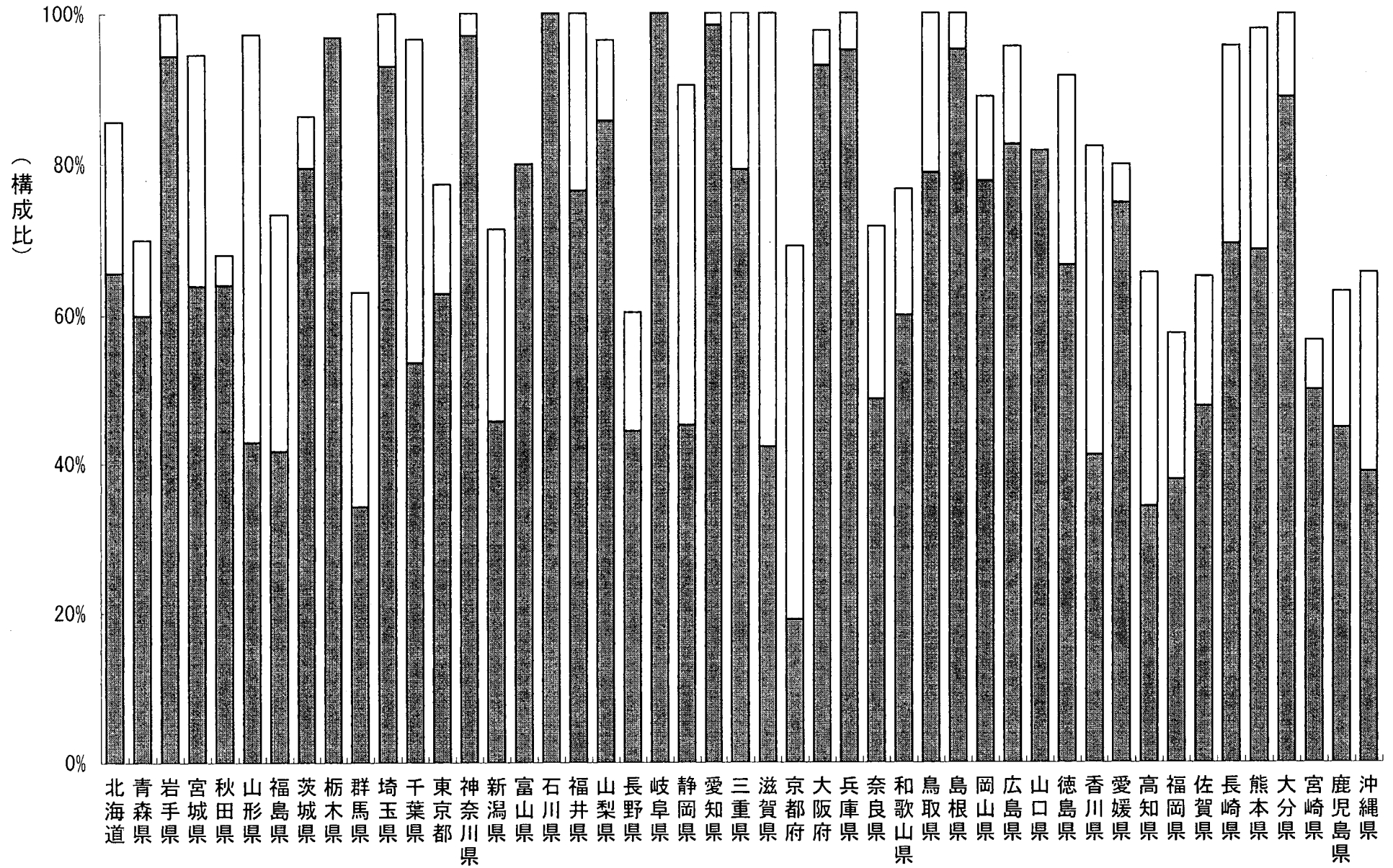
(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況 (平成19年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	118	65.6%	36	20.0%	154	85.6%
青森県	24	60.0%	4	10.0%	28	70.0%
岩手県	33	94.3%	2	5.7%	35	100.0%
宮城県	23	63.9%	11	30.6%	34	94.4%
秋田県	16	64.0%	1	4.0%	17	68.0%
山形県	15	42.9%	19	54.3%	34	97.1%
福島県	25	41.7%	19	31.7%	44	73.3%
茨城県	35	79.5%	3	6.8%	38	86.4%
栃木県	30	96.8%	0	0.0%	30	96.8%
群馬県	13	34.2%	11	28.9%	24	63.2%
埼玉県	65	92.9%	5	7.1%	70	100.0%
千葉県	30	53.6%	24	42.9%	54	96.4%
東京都	39	62.9%	9	14.5%	48	77.4%
神奈川県	32	97.0%	1	3.0%	33	100.0%
新潟県	16	45.7%	9	25.7%	25	71.4%
富山県	12	80.0%	0	0.0%	12	80.0%
石川県	19	100.0%	0	0.0%	19	100.0%
福井県	13	76.5%	4	23.5%	17	100.0%
山梨県	24	85.7%	3	10.7%	27	96.4%
長野県	36	44.4%	13	16.0%	49	60.5%
岐阜県	42	100.0%	0	0.0%	42	100.0%
静岡県	19	45.2%	19	45.2%	38	90.5%
愛知県	62	98.4%	1	1.6%	63	100.0%
三重県	23	79.3%	6	20.7%	29	100.0%
滋賀県	11	42.3%	15	57.7%	26	100.0%
京都府	5	19.2%	13	50.0%	18	69.2%
大阪府	40	93.0%	2	4.7%	42	97.7%
兵庫県	39	95.1%	2	4.9%	41	100.0%
奈良県	19	48.7%	9	23.1%	28	71.8%
和歌山県	18	60.0%	5	16.7%	23	76.7%
鳥取県	15	78.9%	4	21.1%	19	100.0%
島根県	20	95.2%	1	4.8%	21	100.0%
岡山県	21	77.8%	3	11.1%	24	88.9%
広島県	19	82.6%	3	13.0%	22	95.7%
山口県	18	81.8%	0	0.0%	18	81.8%

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
徳島県	16	66.7%	6	25.0%	22	91.7%
香川県	7	41.2%	7	41.2%	14	82.4%
愛媛県	15	75.0%	1	5.0%	16	80.0%
高知県	12	34.3%	11	31.4%	23	65.7%
福岡県	25	37.9%	13	19.7%	38	57.6%
佐賀県	11	47.8%	4	17.4%	15	65.2%
長崎県	16	69.6%	6	26.1%	22	95.7%
熊本県	33	68.8%	14	29.2%	47	97.9%
大分県	16	88.9%	2	11.1%	18	100.0%
宮崎県	15	50.0%	2	6.7%	17	56.7%
鹿児島県	22	44.9%	9	18.4%	31	63.3%
沖縄県	16	39.0%	11	26.8%	27	65.9%
全国	1,193	65.3%	343	18.8%	1,536	84.1%

設置済み 市区町村の割合	都道府県数 (構成比)
100%	13 (27.6%)
80%~99%	18 (38.3%)
60%~79%	14 (29.8%)
40%~59%	2 (4.3%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

(参考3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況 (構成比) (平成19年4月1日現在)



■地域協議会 □ネットワーク

## 2. 調整機関

### (1) 担当職員 (表3-1)

調整機関の担当職員は、全国で3,047名配置されており、何らかの専門資格を有する者(①~⑩)が1,687名(55.4%)、うち児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)は、333名(10.9%)となっている。

表3-1 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成19年4月1日現在)

		都道府県					指定都市	合計
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)		48	164	389	504	77	11	1,193
①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	数	14	66	92	42	4	6	224
	%	7.0%	11.7%	8.6%	4.1%	2.7%	19.4%	7.4%
②医師	数	0	0	1	0	0	0	1
	%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
③社会福祉士	数	13	21	27	23	4	0	88
	%	6.5%	3.7%	2.5%	2.2%	2.7%	0.0%	2.9%
④精神保健福祉士	数	3	7	2	8	0	0	20
	%	1.5%	1.2%	0.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.7%
小計 (児童福祉司と同様の資格を有する者①~④の計)	数	30	94	122	73	8	6	333
	%	15.0%	16.6%	11.4%	7.1%	5.4%	19.4%	10.9%
⑤保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く。)	数	23	62	71	173	54	5	388
	%	11.5%	11.0%	6.6%	16.8%	36.2%	16.1%	12.7%
⑥教員免許を有する者(①に該当する者を除く。)	数	27	93	190	25	3	0	338
	%	13.5%	16.4%	17.7%	2.4%	2.0%	0.0%	11.1%
⑦保育士(①に該当する者を除く。)	数	32	65	106	71	7	0	281
	%	16.0%	11.5%	9.9%	6.9%	4.7%	0.0%	9.2%
⑧①から⑦に該当しない心理職	数	13	8	6	3	0	1	31
	%	6.5%	1.4%	0.6%	0.3%	0.0%	3.2%	1.0%
⑨①から⑧に該当しない福祉職	数	6	24	77	22	3	1	133
	%	3.0%	4.2%	7.2%	2.1%	2.0%	3.2%	4.4%
⑩①から⑨に該当しない社会福祉主事	数	16	50	101	12	0	4	183
	%	8.0%	8.8%	9.4%	1.2%	0.0%	12.9%	6.0%
小計 (何らかの専門資格を有する者①~⑩の計)	数	147	396	673	379	75	17	1,687
	%	73.5%	70.0%	62.8%	36.8%	50.3%	54.8%	55.4%
⑪①から⑩に記載の資格を有さない一般事務職員	数	50	163	387	646	74	13	1,333
	%	25.0%	28.8%	36.1%	62.7%	49.7%	41.9%	43.7%
⑫その他	数	3	7	11	5	0	1	27
	%	1.5%	1.2%	1.0%	0.5%	0.0%	3.2%	0.9%
合計	数	200	566	1,071	1,030	149	31	3,047
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員の詳細 (表3-2)

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が2,392人(78.5%)、正規職員以外が655人(21.5%)となっている。

また専任・兼任の状況は、専任が937人(30.8%)、他の業務と兼任が2,110人(69.2%)となっている。

なお「家庭相談員との併任」の担当職員は、891人(29.2%)となっている。

表3-2 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成19年4月1日現在)

		都道府県					指定都市	合計	
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)		48	164	389	504	77	11	1,193	
担当職員数		数	200	566	1,071	1,030	149	31	3,047
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・ 正規職員以外の状況	正規職員	数	156	391	706	967	141	31	2,392
		%	78.0%	69.1%	65.9%	93.9%	94.6%	100.0%	78.5%
	正規職員以外	数	44	175	365	63	8	0	655
		%	22.0%	30.9%	34.1%	6.1%	5.4%	0.0%	21.5%
専任・兼任の状況	専任	数	126	313	391	90	3	14	937
		%	63.0%	55.3%	36.5%	8.7%	2.0%	45.2%	30.8%
	兼任	数	74	253	680	940	146	17	2,110
		%	37.0%	44.7%	63.5%	91.3%	98.0%	54.8%	69.2%
家庭相談員との併任	併任	数	44	194	381	232	38	2	891
		%	22.0%	34.3%	35.6%	22.5%	25.5%	6.5%	29.2%
	併任以外	数	156	372	690	798	111	29	2,156
		%	78.0%	65.7%	64.4%	77.5%	74.5%	93.5%	70.8%

※家庭相談員は、福祉事務所に設置されている家庭相談室において、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員をいう。



(3) 市町村の相談窓口との関係 (表3-3)

「調整機関が市町村の主たる相談窓口を兼ねている」は、1,081か所(90.6%)となっている。

表3-3 調整機関と市町村の相談窓口との関係 (平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
調整機関が 市町村の主たる相談窓口を兼ねている	数	41	155	351	458	72	1,081	
	%	85.4%	94.5%	90.2%	90.9%	93.5%	36.4%	90.6%
調整機関が 市町村の主たる相談窓口を兼ねていない	数	7	9	38	46	5	7	112
	%	14.6%	5.5%	9.8%	9.1%	6.5%	63.6%	9.4%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) 担当職員の研修受講状況 (表4)

外部や内部、新任や継続等の研修受講が済んでいる担当職員は、880人(28.9%)となっている。

表4 担当職員の研修受講状況 (平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
担当職員数	数	200	566	1,071	1,030	149	3,047	
研修受講済み	数	43	144	303	328	44	18	880
	%	21.5%	25.4%	28.3%	31.8%	29.5%	58.1%	28.9%

### 3. 設置形態・活動内容等

#### (1) 地域協議会の設置形態 (表5-1)

地域協議会の設置形態について調査したところ、「1つの市町村に1つ設置」としているところが殆どであり、1, 178カ所(98.7%)となっている。

表5-1 地域協議会の設置形態

(平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
1つの市町村に1つ設置	数	47	164	388	493	77	9	1,178
	%	97.9%	100.0%	99.7%	97.8%	100.0%	81.8%	98.7%
他の市町村共同で設置	数	0	0	1	10	0	0	11
	%	0.0%	0.0%	0.3%	2.0%	0.0%	0.0%	0.9%
1つの市町村に複数設置	数	1	0	0	0	0	1	2
	%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.2%
市町村の組合に設置	数	0	0	0	0	0	0	0
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	数	0	0	0	1	0	1	2
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	9.1%	0.2%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 地域協議会の構造 (表5-2)

地域協議会の構造は、「3層構造」が827か所(69.3%)、「2層構造」が335か所(28.1%)となっている。

表5-2 地域協議会の構造

(平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
3層構造 (代表者会議、実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	36	140	295	306	41	9	827
	%	75.0%	85.4%	75.8%	60.7%	53.2%	81.8%	69.3%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 代表者会議と個別ケース検討 会議)	数	3	19	88	190	35	0	335
	%	6.3%	11.6%	22.6%	37.7%	45.5%	0.0%	28.1%
その他	数	9	5	6	8	1	2	31
	%	18.8%	3.0%	1.5%	1.6%	1.3%	18.2%	2.6%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 地域協議会の活動内容 (表5-3)

代表者会議の設置は1,070か所、実務者会議の設置が886か所、個別ケース検討会議の設置が1,033か所となっている。

また年間の平均開催数は、代表者会議が1.03回、実務者会議が3.7回、個別ケース検討会議が16.42回となっている。

なお個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は、2.8回となっている。

表5-3 要保護児童対策地域協議会の活動内容 (平成18年度)

		都道府県					指定都市	合計	
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
代表者 会議	平成18年度設置数 (a)	45	158	359	432	66	10	1,070	
	開催実績数 (b)	回	82	195	387	375	48	19	1,106
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回	1.82	1.23	1.08	0.87	0.73	1.90	1.03
実務者 会議	平成18年度設置数 (d)	43	139	296	346	54	8	886	
	開催実績数 (e)	回	294	868	1,051	797	61	210	3,281
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回	6.84	6.24	3.55	2.30	1.13	26.25	3.70
個別ケ ース 検討 会議	平成18年度個別ケース 検討会議設置数 (g)	45	153	353	414	61	7	1,033	
	個別ケース検討会議の開催数(h)	回	2,776	4,774	5,469	2,432	172	1,336	16,959
	平成18年度ケース実件数 (i)	人	4,568	8,085	6,900	2,895	193	1,412	24,053
	平成18年度延べケース数 (j)	人	14,643	28,012	16,138	5,514	337	2,623	67,267
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回	61.69	31.20	15.49	5.87	2.82	190.86	16.42
	1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)	回	3.21	3.46	2.34	1.90	1.75	1.86	2.80